

平成28年6月 定例会議

平成28年度

## 第3回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成28年6月8日

みどり市教育委員会

## 平成28年度 第3回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成28年6月8日(水) 午後3時00分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎  
2番委員 松崎 靖  
3番委員 丹羽 千津子  
4番委員 山同 善子  
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤  
教育総務課長 川俣 一広  
学校教育課長 保志 守  
学校計画課長 大島 寿之  
社会教育課長 金高 吉宏  
文化財課長 横倉 智恵子  
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物 雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

### 議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第4号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
- ・日程第5 : 議案第11号 平成28・29年度みどり市社会教育委員の委嘱について
- ・日程第6 : 議案第12号 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱について

- ・日程第7 : 議案第13号 平成28・29年度みどり市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・日程第8 : 議案第14号 平成28・29年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について
- ・日程第9 : 議案第15号 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・日程第10 : 議案第16号 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱について

・開会：午後3時18分

(委員長) ただいまから平成28年度第3回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番3番の丹羽千津子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですが、本日、平成28年6月8日、1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・日程第3 教育長報告

(委員長) 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) それでは6月の教育長報告ということですが、2ページにわたっています。その中の多くは、委員長さんにもご出席いただいたり、他の委員さん

方にもご出席いただいたりしている部分もございますので、今回も簡単にご説明を申し上げます。大きくは2点お話をさせていただこうかなと思っています。1つは、議会関係で一般質問についての話、もう一点は5月17日のところに第39回草木湖まつり第1回実行委員会、31日のところで笠懸まつり実行委員会委員の委嘱及び総会、さらに次のページにいきまして、一番上大間々祇園まつり広報用ポスター原画審査会ということで、3つの夏祭りの関係で、私も何らかの形で関わるということで会議に出させていただきます。そんな中で、地域のみなさんにしてみると、地域を盛り上げていくという形では出来るだけ多くの方々に参加していただきたいという願いがあるというのは当然わかることです。そんな部分の中で、小中学生についてもぜひ参加をして欲しいと思っていることは、みなさんご承知のとおりだろうと思っています。また、教育委員会で子どもたちのことを考える立場とすれば、自分が生まれ育ったふるさとの夏祭りというものに、やはり楽しく関わっていただいて、みどり市を、あるいはそれぞれの東町・大間々町・笠懸町を愛する子どもたちが育って行って、やがてまた市が盛り上がっていくといいなという思いを持っていかなければいけないのかなと思っています。そんな部分の中で、学習指導要領の大きな動きとすると、今までもそうですけれども、郷土に愛着と誇りを持つ子どもを育てる教育を推進していきましょと、それが日本を愛する子どもをつくることであり、他の国も大切にすると子どもになるという論法からきておりまして、そういう教育が進むという流れが年々強くなってきているし、今度の平成32年の学習指導要領の改訂ではその辺のところの色濃くでてくるという情報は得ています。そんな部分の中で、ある意味では教育側としても地域のことを子どもたちがよく知って積極的に活動するということは望ましいことであるし、地域のみなさんにしてみると夏祭りという地域の行事に子どもたちが参加してくれることは大変歓迎することであるのですが、ただこれから考えていかなければいけないと思っているのが、例え

ば祭りのポスターの審査等になりますと、各学校の応募状況をまず実行委員の方々がみまして、学校、学年の規模をあまり気にしないで、この学校は多い、少ないという話の中で、協力する気があるのかという目でみられる部分があつて、審査にきた先生方に矛先が向きそうになってしまうので、私のほうで、実はこれは、ある学年でまとめて取り組むというふうにみどり市内全部で決めているので、ある学年の子どもたちの人数がそのまま反映しているのですよと話をし、「ああ、そうかい」となります。今度は、中学に矛先が向いて、こっちの中学は多いけどこっちの中学は少ないではないかとなつて、これも実は、中学については、非常に力作ばかりなのですけれども、美術の時間は週に1時間しかありませんので、一学期中の全ての時間を使ったとしても中学生が出すようなポスターには仕上がる時間はとれないですね。ですから当然、学校とすると祭のポスターですからいいものをだしたいとなると、おのずと美術部の生徒が取り組む形になります。これも美術部に入部している子ども達の数そのまま応募数に反映する状況があるのですが、なかなかその辺のところをご理解いただけなくて、多い学校と少ない学校を数字で判断して、気持ちが入っている学校と入っていない学校というふうにみるような発言も一部であったものですから、私も大きく話をさせていただいて、中学校についても目一杯やっていることは評価してくださいという話をしわかっていただいた部分もあります。ですので、この後、笠懸まつりについても同じような状況で、どの学校からいくつ出てきているかという中で審査があるのだらうと思っています。東中については、逆に子ども達がつくるポスターはないのですね。実行委員会で作った写真が上にあるポスターを貼るかたちなのですね。そういう意味では、あそこは小中学生の作品が子どもが少なくても出るのだらうということを考えれば、そういうのを考えていただくといいのかなと思うところもありますが、それぞれみんな歴史があつてやってくる場所でもあります。しかし、みどり市になって三地区で行われる夏祭りに対する子

ども達の取り組みはどうなのかを考えていったときに、お互いになんとか協力していないのではないのかというようなこと、こんなに一生懸命やっているのに認めてくれないのかみたいな形のボタンの掛け違いみたいなのが起こりがちなところでは、その辺、しっかりと話をして行って、きちんと理解していただいたうえで、お互いに一生懸命、各地区で出てきた部分については実行委員会からも認めてもらえるような形になっていくといいですねという話をさせていただいたところでもあります。これからもずっと続くであろう夏まつりであったり、地域行事に子ども達の関わりをどうするかということについても、地域のみなさん、あるいはそれを行っている団体のみなさんがどんなふうな関わりを求めて、どういうふうに思っているのか、それに対して学校側は教育課程での授業数等の絡みの中でどこまで協力できるのかあたりをしっかりと腹を割って話し合っていないと、本当の意味での良さに繋がらないのだなと改めて感じているところでもあります。ですので、この大間々まつり・笠懸まつり・草木湖まつりというところの一つの入り口でありますけれども、こんなところを少し教育委員会も関わりながら、担当課である商工課・観光課等々とも連携を取り合って本格的に考えていかないと、よかれと思ってやっていることが何となくみんな違うふうにとられてしまうということではいい方向にいかないのかなと思ったところがあります。松崎さんが前に、10周年の事業だとか一生懸命やっているのだけれども、もうちょっと横の連携がとれたり意志疎通が図れるともっといいものになるよねという話をされたと思うのですが、それと同じようなところ、通じるところがあるのですね。ですから、これから教育については、委員長が話をされた文科省の行政説明の資料にもありましたように、地域と学校との連携という学校が地域の核になっていくような地域づくり・学校づくりを進めるのだという方針がでてきているわけですね。今回の笠小の学区案を考えることにおいても、そんな考え方がこれから重視されるという話をみなさんで共通理解を図りながら進めて

いったところもあるのですが、これからの教育と地域との関係というところについては、本当に少し真剣に、今まで各担当課に任せたり、学校とのやりとりに任せてきたような部分のところに少し深く関わりながら、いいサイクルができてくるといいなということを改めて思いますので、教育委員会議の中でさせていただいたりしながら教育委員会としての方針等を明確にしていき、2040年にみどり市の出生率が2.20になるような方法も含めて考えていく必要があるのかなと感じたところでございます。ちょっと長くなりましたが、教育長報告にあたっての一点目になります。それから、6月6日のところに議会定例会ということで、9日、10日、13日、14日、17日、22日定例議会があると書いてありますが、ちょっと一般質問について簡単に紹介だけさせていただいて、またあとは読みにくい資料になりますが報告をさせていただきます。今回、一般質問を17名がされ、その内13名が教育部に關係する可能性、あるいは間違いなく質問があるなというところであります。内容を簡単に申し上げますと、須永議員さんについては構造物、要するに市の教育委員会が所管する施設、小中学校のものの耐震關係等についてはどうかと。それから、須藤議員さんは健康教育、がん教育についてという形であります。海老根議員さんについては、市長の職責についての中で、市長と教育長との關係はどのようなのかという質問が出ていますので、こちらが答える部分でなく市長が答えるところになると思います。金子議員さんについては、公共施設の維持管理ということですので、教育施設もたくさん持っていますのでそういう部分で答弁が求められています。笠小については今回、荻野議員さんが笠懸小学校の分離新設についてかなりがっつりと聴くということで、A案からC案になったいきさつはどのようなのだというのも含めて聴いてくださる。宮崎議員さんについても笠懸小学校の分離新設についてという質問がございます。それが笠小の分離新設に關係するところでもあります。また、荻野議員さんについては、減少する中で学校規模の適正化はどうなってい

るかというところについての質問も一つ入っているところであります。上岡議員さんについては健康教育、食育というところから全般的に質問されるということです。それから、大澤議員さんについては体育施設、特に体育館であるとか、西鹿田のほうに予定されている400メートルトラック陸上競技場の案があるという話、このあたりを聞いてくると。それから、新井議員さんについては、市民サービスということで窓口業務的な部分を中心として話がされるということで聞いております。高草木議員さんについては、主権者教育、18歳で今度選挙があるということも含めて小中学校、高校における主権者教育はどうかということ。それから、深澤議員については童謡ふるさと館、陶器と良寛書の館について、入館者数が少なかったり、来るための足が不便であるのではないかという形でもっと良くなれないかというような質問になっています。椎名議員さんについては、公共ホールについてということで、教育部が所管している公共ホールの使用料の違いがどうであるかということも含めた形での質問になっています。常見議員さんは、平和都市宣言自治体としてということで、これは教育部にふられるかどうか分かりませんが、平和教育というのを教育委員会としてどう捉えるのかということ、もしかすると聞かれる可能性があるというふうなところであります。以上が要旨で、今回も部長を中心にここにいる課長・事務長が答弁書を作ってくれて準備は整ったということであります。それから、施設の関係がずいぶん今回も聞かれているのですが、そんな部分の中の一つ気になることについては、今まで東日本大震災というふうな直近の地震に対応するためにはどういう改修が必要であるとか、どういう補強が必要であるとかというガイドブックが27年3月に出たばかりなのですね。それに基づいて全国各地、みどり市もやっているのですが、今度は熊本が出てしまったという形で、それで間に合うのかという話になるのですが、とにかくたくさん施設を抱えているということ、それから老朽化もみんな抱えているということを含めると、短兵急に、もぐらたたきの

に何か仕事をするということより、しっかり方向を決めて、集中的にやっ  
ていかないと難しいだろうというところを答えていかなければならないの  
かなと思っています。そんなところを今回の議会ではこれから先々に向け  
て考えていかななくてはならないということを感じています。そんな部分で、  
議会答弁のほうの準備をさせていただきました。また、議会の結果は次回  
の教育委員会議等で書類や口頭で報告させてもらったりしたいと思ってい  
ます。

以上教育長報告でございます。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

〔「なし」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたし  
ます。

・日程第4 報告第4号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第4号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）  
についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

（事務局にて朗読）

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願い  
いたします。

(教育総務課長) それでは臨時職員一覧をごらんいただきたいと思います。今回報告  
するのは11名でございます。1番、2番の方につきましては、文化財課  
のほうで発掘調査、それから史跡の管理をお願いする第2種の臨時さんにな  
ります。3番から11番の方につきましては、文化ホールでイベントがあ  
るとき必要となるアシスタントスタッフということでお願いする方にな  
ります。以上11名、任用させていただきましたので、ご報告させていた  
だきます。以上です。

(委員長) 教育総務課長からの説明が終了しました。ただいまの説明に対し、何か

ご質疑があればお願いします。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようですので、日程第4、報告第4号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）については、以上で終了いたします。

・日程第5 議案第11号 平成28・29年度みどり市社会教育委員の委嘱について

(委員長) 日程第5、平成28・29年度みどり市社会教育委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会総務課長) それでは平成28・29年度のみどり市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。1枚めくっていただきますと、候補者の名簿になります。社会教育委員の候補者につきましては、社会教育法第15条によりまして、みどり市の社会教育の振興を図るということで社会教育委員さんを委任・設置しております。任期が2年で終了いたしましたので、新たに20名の候補者を委嘱したく教育委員会に諮るものでございます。委員は学校教育の関係者を1号委員、社会教育関係者を2号委員、学識経験者を3号委員としております。1号委員は小中の校長会の会長、2号委員は社会教育関係の連合婦人会・文化協会・体育協会・子育連・PTA・老人クラブ連合会の中から6名を委任させていただいております。3号委員は、福祉分野・教育分野・スポーツ分野と多岐にわたり地域のバランスを考慮して選考し、さらに応募のあった公募委員2名を加え全体で20名の委嘱候補者をあげさせていただいております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

(教育長) 公募者については、どういう形をもって公募できるのか、ちょっと説明していただけますか。

(社会教育課長) 社会教育委員さんの公募につきましては、広報誌で「社会教育委員関係の仕事はこういうものです」ということで、社会教育委員として活動していただける方に、本人が思う生涯学習を含めた社会教育関係の考え方について原稿用紙に2枚程度にまとめて出していただいて、それを教育部の社会教育課並びに部長、教育長までの決裁により審査をさせていただいた経過になります。2名の方に応募していただき、審査の結果、その2名の方になっていただきたいということで決定いたしました。

(教育長) 2人ともしっかり思いと考えを持ち、展望を持ってという形で応募してくれたと感じましたね。

(社会教育課長) 1名の方は前回も社会教育委員さんになっていただき、今年度につきましても、前回のことを生かして今後社会教育を検討したいということでした。もう一方については初めてですが、福祉関係の仕事に就かれていたということで、子どもの貧困というのをずいぶん考えていらっしゃる方でして、こういった社会教育の中でも子どもの貧困というのが取り上げられている中でこういう社会教育の中にも必要ではないかということと応募をされたという経過でございます。

(委員長) 公募委員、以外の方は何らかの形で推薦という形になってくるのでしょうか。

(社会教育課長) 各団体さんに推薦をお願いしています。

(委員長) 9番から18番の方なのですが、選出団体のところが空欄になっていますが、これは何か考えがあるのですか。

(社会教育課長) 3号委員の方につきましては、学識経験者ということの位置づけの中で、今回ほとんどの方が前回も社会教育委員さんを経験された方でございます。この方々につきましては、今後、スポーツ推進計画をつくるうえ

で、昨年度までやっていただいた方々に意見具申をいただいた経過がございましたので、今までやってきた方々にぜひ同じような取り組みを継続してやっていただきたいということで、今回3号委員としてお願いしたという経過でございます。

(委員長) そういった意見具申をもとに依頼するかたちですか。

(社会教育課長) はい。うちのほうからお願いさせていただいて、ご了解いただいたということです。

(委員長) はい、わかりました。

(委員長) そのほかないですか。よろしいですか。

(教育長) 一ついいですか。社会教育委員さん等の中においては、教育委員と違って人数がかなり多いではないですか。そういう中で、年齢をみた時に今回一番若い人で44歳と、男女については比較的うまくきているのですが、年齢的な部分のところが話題になることは今までありますか。

(社会教育課長) 会議を行ううえにおいて、年齢の若い方が出て来れるかどうかというところが少しありました。会議自体は昼間行っていた会議なのですが、夜にもっていけば若い人が出て来れるかどうかということで、なんとか夜にもっていったりした経過があったのですが、それでも結果的には出て来れない人は出て来れない状況です。ですから、若い人に入っていたきたいという思いはあったとしても、具体的に会議、4から5回位の会議をやるのですけれども、その会議に出て来れる方は決まってしまうということで、議論はあったのですけれども状況的にはやってみて変わらなかったということで、あまり若い人を積極的にというふうな話までには至りませんでした。

(教育長) 年齢的にまだこれくらいの年齢は十分元気である、若いと捉える年齢ではないですかね。中で育てあげられるかどうかだけ確認したかったのです。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第11号 平成28・29年度みどり市社会教育委員の委嘱につ

いて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第12号 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第6、議案第12号 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱につきまして説明させていただきます。笠懸野文化ホールの管理運営に関しまして館長の諮問に応じる、または調査・審議をするため、文化ホール運営協議会を設置しております。任期が2年、昨年度終了ということですので新たに10名の候補者を委嘱したく教育委員会議に諮るものでございます。1枚めくって名簿をごらんいただきたいと思います。委員につきましては、芸術・文化等に関する団体または機関を代表するものを1号委員、学識経験者を2号委員としております。1号委員につきましては、市文化協会の連合会がございまして、そこから各地区1名ずつ3名、それから市合唱祭から1名、みどり桐生地区中高生合同音楽祭から1名、市内音楽団体から1名、市内小中学校の音楽指導者から1名ということで計7名、それから2号委員としましては笠懸地区・大間々地区・東地区から1名ずつ学識経験ということで出させていただいて3名、合計10名の候補者といたしました。よろしく願いいたします。以上でございます。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(委員長) 1つよろしいでしょうか。新任と再任ということで見ますと、今年度は新人の方が4名、再任の方が6名となっているのですけれども、例年ですと新人の方だとか再任の方の比率は、ある程度一定したものがあつたのでしょうか。

(社会教育課長) 比率的にはそういった考え方は特になつたのですけれども、団体さんをお願いしている関係で、団体さんの役職が替わつたりされますと、新しい委員さんとして入つていただくということで、1号委員の方はそういったことで替わられた方が新しい委員になつております。2号委員の学識経験者の方については、それぞれ今までの方にあつたのですけれども、今回難しいという話になつた時に、地区になんとかまたいらつしやらないかということをつらつた文化協会の団体の方とかにお聞きしまして新しい方を入れていくということですので、比率を考えてということはやつておりません。

(委員長) 一つはそういうことはないということですね。ある程度替わつてきて、新しい方が入ってくるというのはいいことかなと思つたものですから、その時々々の状況によつて違つてくるということですね。

(社会教育課長) はい。

(委員長) そのほか何かございますか。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ほかにご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第12号 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第13号 平成28・29年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第7、議案第13号 平成28・29年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) それでは平成28・29年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について説明させていただきます。1枚めくっていただきますと、委員会名簿がございますのでごらんいただきたいと思います。社会教育法第29条に基づきまして、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議をする場ということで、公民館運営審議会を置くこととされています。任期が2年、昨年度終了しましたので、新たに18名の委員を委嘱したく教育委員会議に諮るものでございます。委員につきましては、市内にある学校が推薦する当該学校の代表者を1号委員、次に市内で活躍もしくは公民館を利用している学習・文化・芸術・学術・産業労働・社会事業等に関する団体、または機関を代表するものを2号委員、それから学識経験者を3号委員としております。1号委員につきましては、小中の校長会長さんをお願いする予定です。2号委員につきましては、連合婦人会・文化協会・子育連、PTA連合会、老人クラブ連合会、ボーイガールスカウト、勤労者協議会その他地域公民館利用者の代表者4名を含む12名、3号委員につきましては、公募委員1名を含む4名の計18名の候補者といたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

(委員長) 1つよろしいですか。公民館の場合は、公民館運営審議会という名称になっているのですが、先ほど笠懸野文化ホールをみたら協議会という言い方をしているのですけれども、基本的なことで申しわけないのですが、協議会と審議会という使い分けがあるように思うのですが、どのような使い分けがされているのか、お聞かせ願えればと思います。

(社会教育課長) 社会教育法のなかで運営審議会をつくることができるという規定になっております。それに基づいて、今回の公民館の運営審議会はされておりますが、笠懸野文化ホールにつきましては規定がございませんので、市として独自に、みどり市に合うような文化ホールの運営をしていくために、市民の方々から集まっていただいて協議をしていただくということで、みどり市で独自につくった協議会というふうなことで審議会と協議会が分かれているということだと考えております。

(委員長) 協議と審議という言葉なのですけれども、内容的にはそれほど大きな違いはないという理解でよろしいのでしょうか。

(社会教育課長) 内容につきましては、協議会でも審議会でも諮問をしたり、調査をしたりということは両方できる条文になっておりますので、この部分については同じように扱っていいのだと思いますが、法律上の審議部分とかそういうところについてはまた新たな権限があるのかとは思いますが、今の段階では大変勉強不足で申し訳ないのですけれども、はっきり申し上げられないのですが、この部分につきましては同じような取り扱い方でしていきたいと思っております。

(委員長) はい、わかりました。それほど大きな違いがないということでよろしいですね。

(社会教育課長) 法律上にこういった審議会をつくるというのは、書いてあるのと、そうではないのとあります。

(委員長) ないものは協議会ですか。

(社会教育課長) 協議会になっているのだろうと認識しております。

(委員長) わかりました。そのほか何かございますか。

(丹羽委員) 一番下18番の斎藤さんの備考欄のところは地域調整枠となっているのですが、これはそのままとればいいのでしょうか。

(社会教育課長) 公民館運営審議会を行うにあたりまして、みどり市の運営審議会18名の中で各地域ごとの運営審議会というのをこの下の組織としてつくっておりまして、笠懸・大間々・東地域であるのですけれども、その地域の中であまりにも数が少ないという形になってしまいますと、審議もなかなか難しいので、地域調整枠として東で1名プラスをさせていただいています。数を少し人口に合わせて調整をさせていただいて選ばせていただいた方々ということなのですが、本来ですと、公募枠が2名なのですけれども、1名の方しかいらっしゃいませんでしたので、そういった部分も含めて1名調整枠ということで入れさせていただいた経過がございます。

(丹羽委員) わかりました。

(委員長) そのほか何かございますか。

(委員長) よろしいですか。

(委員長) それでは、ご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第13号 平成28・29年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第14号 平成28・29年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第8、議案第14号 平成28・29年度みどり市図書館協議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

ます。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 平成28・29年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。1枚めくっていただきますと名簿がございますので、ご確認いただきたいと思います。図書館法の第14条に基づきまして、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とするということで、図書館協議会委員を委嘱することになっております。任期は2年、昨年度終了いたしましたので新たに12名の委員を委嘱したく教育委員会議に諮るものがあります。委員につきましては、市内に設置された学校が推薦する当該学校の代表者を1号委員、市内に事務所を有する社会教育関係団体の代表者を2号委員、学識経験者を3号委員としております。1号委員につきましては小中の校長会長さんを2名、2号委員としましてはPTA連合会、読み聞かせのあしの会、読み聞かせのわらべの会、老人クラブ連合会から4名、その他3号委員としまして図書館の利用者2名を含む6名、それで合計12名の候補者といたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑あればお願いします。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第14号 平成28・29年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第15号 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第9、議案第15号 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

(文化財課長) 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。1枚めくっていただき候補者名簿をごらんいただければと思います。みどり市文化財保護審議会は教育委員会の諮問機関として設置されております。文化財の保存および活用に関することを調査・審議し、教育委員会へ建議いたします。審議会委員はみどり市文化財保護条例第37条により、学識経験のある者、委員は10人以内で任期は2年と定められており、ただし書きで再任を妨げないとなっております。以上のことから文化財保護審議会委員10人の委嘱についてご審議をよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対して、何かご質疑はございますか。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

(委員長) それでは、ご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。議案第15号 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第16号 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第10、議案第16号 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

(文化財課長) 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱について説明いたします。1枚めくっていただき候補者名簿をごらんいただければと思います。岩宿博物館協議会委員は、館長の諮問機関として設置されており、岩宿博物館条例第13条により委員は10人以内で、任期は2年と定められており、再任されることができるとなっております。1号委員につきましては、市内の各学校長となります。2号委員については、市内に事務所を有する教育・学術・文化・産業等に関する団体または機関を代表するものとなっております。3号委員につきましては、学識経験者となります。1号委員につきましては2名、2号委員につきましては、みどり市文化財保護審議会から1名、かさかけ郷土史会、岩宿博物館友の会、みどり市文化協会連合会、みどり市区長会ということで5名の方を挙げさせていただいております。学識経験者につきましては3名の方を載せております。岩宿博物館協議会委員10人の委嘱についてご審議をよろしくをお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(教育長) どうしても団体からの推薦だと同じ人がなっていますね。

(丹羽委員) 何回も名前が登場する方がいますね。

(教育長) いろいろ分かっているから、いろいろ関連発言もしてもらえたりしますのでね。

(委員長) ほかにご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第16号 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(教育長) 前回、今回もそうなのですが、どうしても任期の年度替わりということでは、いろいろな審議会、協議会の委員さん方の委嘱ということで審議をいただいているわけで、ここへ出てきているメンバーに、何かこの会で意見を言うのはなかなか言いにくいところであるし、またそれは本旨ではないのかなと思っているのですね。そんな中でぜひ、こんな点を含んでいただいて各担当課長さんについては運営をお願いしたいという中においては、ご承知のように、各館とか各施設で議会等でも質問があったり、あるいは監査委員会等からの指摘を受けたりとかという課題をもっているところがあると思うのですね。そういう課題について、この審議会、協議会の委員さん方についてもこういう人からも今までもアイデアをたくさんもらっていると思いますけれども、ぜひそういう人たちにアイデアをもらう、我々ここだけで考えているだけではなくて、さらにこの他にいろいろ意見をいただいている、諮問して意見をもらえる、具申をしていただける者がたくさんいることで、教育行政の推進が図られるという形で、この人たちを委嘱するところに同意していると思いますので、ぜひ委嘱された委員さん方にできるだけやりがいを持って活動していただいて、そして結果としたときに教育行政が推進しているという報告がいただけると、多分ここにいらっしゃる教育委員さん方もこの委員会というのは意義があるのだなと、この人たちになってもらってよかったなという形での評価ができるのかなと

思うのですね。どの審議会・協議会についても回数につきましては、2回とか3回とか限られたものになりますので、もしかすると、第1回のところでは総会を形だけもって、終わりのところは1年の締めくくりという形で、形式だけで過ぎていないかどうかというところをぜひ確認をしていただきたいと思います。課長さん方にぜひ捉えていただきたいのは、この組織が抱えているところの課題はこういう課題があるはずだとしっかり認識していただいて、その課題に対して審議されるとか、諮問をして答申がいただけるとかということがされているかどうかというところを担当課の職員等ともしっかりと話をしていただいて、この組織がしっかりと機能するような形のところをもうひと押ししていただくといいのかなという気がするのですね。この委員がそうだと誤解しないでいただきたいのですが、形だけ充て職だからやっているという話みたいなものがよく聞かれてしまう、そうなりがちなところがあるわけですね。特に校長会等については充て職で入ってきますから、1年替わりというところでは、校長先生方の認識も、ややもするとこの組織はなんなのか、わからないでなっていて終わってしまうところがあるのかなと、私自身も反省点があります。ですので、しっかりと目的であるとか、それからこの1年間ではこういうことをぜひ審議していただきたいのだということを示していただいて、そして審議結果とすると1年目にはこういう審議をしていただきましたけれども、こういう結論がでてそれが施策に生かされましたとか、事業に反映されてよくなりましたねという形でお返しできるだとか、任期が終わるときにはおかげ様で2年間の中でこういうところが改善されて、こんないいふうになりました。みなさん、ありがとうございました、これからもよろしくお願ひしますという形で、ぜひこれだけ推薦されたすばらしい方々の知見と経験とそれから知恵を借りていかないともったいないのだろうなというふうに思っているのですね。それが、とりもなおさず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でいうところの、よいまちになっていく一つの市民のみ

なさまの力を借りられる部分なのだろうというふうに思っていますので、十分に承知だと思いますが、ぜひそんな意図を持っていただいて、今年一年間協議会、審議会をしていただいて、できるならば、年度末にこの一年間審議会、協議会でこういう審議をしていただいて、こんな提案をいただきましたよみたいなものが、一つでも二つでもこの教育委員会議のなかに報告していただけるような形があるといいかなと思います。多分この審議というの、もうちょっと違った形になってくるのかなと思うところがあるので、なかなか忙しい中、大変だろうと思いますが、ちょっとそんなところをやっていただいて、ここでの審議があの時、手を挙げておいて成果があったのだねというふうに見えるような形がとれるといいな思っておりますので、ちょっとくどくなって申しわけございませんでしたが、どうぞよろしくお願いいたします。またそんな思いで、私も事務の仕事については見ていきたいと思っておりますが、そんな関係で委員さんから何かあればお願いします。

(委員長) そうですね。きょう実は、協議会、審議会、教育委員会の行う諮問機関としての団体がたくさんあるのだなということを改めて、議事を進行しながら思ったのですが、この付属機関一覧というのをつけていただいたのですが、本当にたくさんの方々に御協力いただいているんですね。我々もこういった委員さんがいるということも、当然認識していなければいけないし、逆に委員さんから我々教育委員としておりますので、お話し合いができるといいねという話もたまにはあるものですから、その時にはやりましようとか、今どんなふうなことをやっているのですかとか、そんな話もしていけるといいかなという思いもあります。ぜひ各課長さんを通じてそんな話も聞かせていただけると、我々も声をかけられたときに、お世話になりますみたいなことが言えるかなと思います。ぜひ、大変でしょうがよろしく願いできればと思います。

(委員長) ほかに何かありますか。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。

これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

・閉会：午後4時21分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

### 議事日程

- ・日程第3 : 教育長報告 (報告)
- ・日程第4 : 報告第4号 教育長の専決に関する報告 (臨時職員の任用) について (承認)
- ・日程第5 : 議案第11号 平成28・29年度みどり市社会教育委員の委嘱について (可決)
- ・日程第6 : 議案第12号 平成28・29年度笠懸野文化ホール運営協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第7 : 議案第13号 平成28・29年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第8 : 議案第14号 平成28・29年度みどり市立図書館協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第9 : 議案第15号 平成28・29年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第10 : 議案第16号 平成28・29年度岩宿博物館協議会委員の委嘱について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成28年6月8日

みどり市教育委員会委員長

金子 祐次郎

会議録署名人 3番委員

丹羽 千津子